

申告期限は2月16日から3月15日

税の申告

は正しくお早めに

信濃中野税務署 ☎0269-23151
税務課 市民税係 ☎0269-23111 内線161・162

市・県民税の申告

平成22年中（1月1日～12月31日）に所得のあった方は、所得の多少にかかわらず3月15日までに市へ申告してください。

市・県民税の申告が必要な方
①平成23年1月1日現在で飯山市に住所がある方、居住している方
②飯山市内に事務所、事業所、家屋敷がある方

ただし、次の方は申告の必要はありません。
※申告の必要がない方

▽税務署へ所得税確定申告書を提出する方
▽収入が1か所からの給与または公的年金等だけで、支払者から市役所へ「給与支払報告書」等が提出されている方

※2カ所以上から給与や年金をもらっている方や「給与支払報告書」が提出されていない方、各控除を受けようとする方は申告が必要です。

▽収入が全くなく、扶養親族になっている方

所得税の申告

所得税の確定申告は、昨年一年間の所得と税額を自分で計算して、申告・納付する手続きです。

2月16日から3月15日までの間に、信濃中野税務署へ申告してください。申告期限間近は大変混雑しますので、お早めにお願います。

申告相談について

税務課では、2月17日から3月15日の間、市内各地区で申告相談を行います。（地区ごとの期日は下表参照）

●申告相談受付時間
午前9時～11時30分
午後1時～3時

持ち物

①前年中の所得がわかるもの（源泉徴収票、営業や農業、不動産所得の収支内訳書など）
②生命保険、地震保険、国民年金保険料等の払い込み証明書類
③印かん
※青色申告者、贈与税関係等
内容により税務署へ行った

だく場合があります。

申告の相談時間短縮のため、事前準備をお願いします

●農業所得、不動産所得、必要経費の項目ごとに領収書をまとめ、合計金額を計算しておいてください。必要経費の項目が分からない方は、国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp）をご覧ください。

●医療費控除を受けられる方
申告には、誰がどの医療機関でいくら支払ったかの記入が必要ですので、控除対象となる領収書は次のように整理してください。

①個人ごとに分ける。
②次に、それぞれの合計金額を計算する。

※入院などで生命保険や健康保険から給付を受けた場合は、金額の確認をお願いします。

主な税制改正等

寄附金控除について

- ①寄附金控除（所得から引ける控除）の引き下げ
寄附金控除の適用下限額が従来の5,000円から2,000円に引き下げられたため、2,000円を超えた寄附金から寄附金控除（所得控除）を受けることができるようになりました。
- ②政党寄附金控除（税額から引ける控除）の引き上げ
政治活動への寄附をしたときの政党等寄附金控除（税額控除）の適用下限額が5,000円から2,000円に引き下げられました。2,000円を超えた寄附金から税額控除を受けることができるようになりました。

※上記寄附金控除の対象となる寄附金は法律で定められています。また、寄附金控除を受けるためには寄附金の領収書などの添付が必要です。
詳しくは国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp）をご覧ください。または市役所税務課（Tel. 62-3111）までお問い合わせください。

平成22年度から減価償却資産について 法定耐用年数に変更になりました

機械および装置を中心に資産区分が整理されるとともに法定耐用年数が見直されました。
減価償却の額は、新しい法定耐用年数による償却率により計算することとなり、平成21年以前に取得した減価償却資産についても、新しい法定耐用年数により計算することとなります。特にトラクター、コンバインなどの「農業用機具・機械」については、これまで資産区分が細かく分類されていましたが、「農業用設備」としてまとめられ、耐用年数がすべて7年となりました。
詳しい耐用年数、償却率は「収支内訳書の書き方」や国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp）をご覧ください。

改正前	設備の種類	耐用年数	改正後	設備の種類	耐用年数
	歩行式トラクター	5年		農業用設備	7年
	田植機	5年			
	もみすり機	8年			

申告相談の電話自動予約をご利用ください

2月9日 午前10時より
電話自動予約受付を開始します

予約専用 ☎ 62-3301

電話自動予約システム

- 2月9日の10時から申告相談の受付が電話で予約できます（24時間）。各相談日の前日の午後3時まで受け付けています。（IP電話から予約はできません）
- 相談日が月曜の場合は、前週の金曜日の午後3時までとなります。
- 利用方法は右のとおりです。「市県民税申告の手引き」にも記載してあります。
- 電話予約は該当地区以外は受け付けできません。
- 3月14日、15日の予約はできません。

	電話音メッセージ	押す（ダイヤルする）番号
①	「こちらは、飯山市税務相談自動電話予約です。最初に『*（星印）』と『0（ゼロ）』を続けて押してください。」	発信音の後に、あなたの電話機 <input type="checkbox"/> または <input type="checkbox"/> ボタン、続けて <input type="checkbox"/> を押してください。（ <input type="checkbox"/> へ進めない方は携帯電話でおかけ直しください）
②	「予約は『1』、取り消しは『3』、確認は『5』を押してください。」	予約は <input type="checkbox"/> を押す (予約を取り消すとき <input type="checkbox"/> 、予約を確認するとき <input type="checkbox"/>)
③	「あなたの自宅の固定電話番号を押してください」	あなたの自宅の電話番号を押します (62局 1234 番なら <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> と押します。)
④	「あなたの電話番号は <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ですね。よろしければ『1』、間違っている場合は『3』を押してください。」	番号が正しいときは <input type="checkbox"/> を押します (<input type="checkbox"/> を押すと、もう一度 <input type="checkbox"/> に戻ります。)
⑤	「予約希望の月日を押してください」	4けたで押します (2月20日なら <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> と押します。)
⑥	「予約希望時間を押してください。」 (予約時間は午前9時から午後3時30分まで、30分単位で受け付けます。)	24時間形式、4けたで押します (午前9時の場合は <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> と押し、午後2時30分の場合は <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> と押します。)
⑦	「予約は、○月○日○時○分になります。よろしければ『1』、時間が不都合なら『3』、希望日を変えたいときは『5』を押してください。」 (希望時間が予約でいっぱいときは、別の希望時間を押してください)	予約日時がよければ <input type="checkbox"/> を押します (時間を変えたいとき <input type="checkbox"/> (<input type="checkbox"/> に戻ります)) (日を変えたいとき <input type="checkbox"/> (<input type="checkbox"/> に戻ります))
⑧	「当日多少お待ちいただくこともありますが、あらかじめご了承ください。ありがとうございました。これで受付を終わります。」	最後まで聞いてから受話器を置いてください (これで予約完了です。当日は、予約時間までに相談会場へお越しください)

税理士による無料相談

①年金受給者・給与所得者の還付申告

日時 2月8日(火)
午前9時30分～午後4時
場所 次の各税理士事務所
猪瀬康夫（秋津 ☎632076）
飛澤 茂（飯山 ☎622335）
春日章吉（飯山 ☎622335）
中澤茂樹（木島 ☎622361）
樋口一男（飯山 ☎633921）
最寄りの税理士事務所へ事前に電話連絡のうえ、お出かけください。事前連絡の受付時間は、午前9時30分～午後4時です。

②所得税の確定申告相談

日時 2月23日(水)・24日(木)・25日(金)
午前9時30分～12時
および午後1時～3時
場所 市役所4階第3・第4委員会室

※事前の予約はできません。
※市民税の申告の方は、市の相談日をお願いします。
※譲渡所得（公共事業の買取）については、税務署または市の税務相談をご利用ください。
※1日にお受けできる人数は16名程度です。ご了承ください。

申告相談の日程

月日	会場	地区	対象地区
2月17日(木)	柳原地区 活性化センター	柳原	藤ノ木、山口、四ツ屋、上新田、大川、涌井、堰口、大平
2月18日(金)	富倉地区 活性化センター	富倉	小佐原、南条、笹川
2月21日(月)	秋津地区 活性化センター	秋津	上組、中山根、伍位野、茂右工門新田、深沢、飯駒、荒船
2月22日(火)	常盤地区 活性化センター	常盤	大久保、中町、中町北部、北畑、秋津中央、南善寺
2月23日(水)	岡山地区 活性化センター	岡山	戸那子、中組、富田、福島、関沢
2月24日(木)	瑞穂地区 活性化センター	瑞穂	神戸、小菅、針田、笹沢、柏尾、北原
2月25日(金)	太田地区 活性化センター	太田	岡山地区全域
3月1日(火)	外様地区 活性化センター	外様	大池、上水沢、下水沢、大塚、小泉、戸狩、戸狩新田、上野
3月2日(水)	木島地区 活性化センター	木島	小境、柳沢、五束、堀之内、北条、五荷、瀬木、三郷
3月3日(木)	飯山地区 活性化センター	飯山	蕨野、曾根、今井、大深
3月4日(金)	飯山地区 活性化センター	飯山	外様地区全域
3月7日(月)	飯山地区 活性化センター	飯山	山岸、其綿、吉、上新田、野坂田
3月8日(火)	飯山地区 活性化センター	飯山	安田、坂井、下木島、天神堂
3月9日(水)	飯山地区 活性化センター	飯山	県町、新町、上町、栄町、鉄砲町、奈良沢、上倉、着町
3月10日(木)	飯山地区 活性化センター	飯山	本町、福寿町、田町、北町、愛宕町、神明町、市ノ口、有尾、西山、曙町、分道、金山、斑尾、南新町、松倉
3月11日(金)	飯山地区 活性化センター	飯山	市内全域